

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	郡山市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.koriyama.fukushima.jp/062000/mynumber-dokujiriyou.html

執行機関名 郡山市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(以下「認可外保育施設」)を利用する児童で第一子のももの保護者に対する保育料に係る補助金(以下「認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	94	
③ 番号法別表第2の項	116	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第16の項 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(以下「認可外保育施設」)を利用する児童で第一子のももの保護者に対する保育料に係る補助金(以下「認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が認可外保育施設に入所するに際し生じる保育料の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して保育料の全部又は一部を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱